Voters

選挙と政治を自分事に

公益財団法人 明るい選挙推進協会

脚民主主義を考える

世界の民主主義	現況と課題	

- ▶ 民主主義をよりよくするために
- ▶ 日本の代表制民主主義は根底から問われている
- ▶ 日本は民主主義をうまく受容できたのか

川山	豪(アジア経済研究所)	4
III		7

- 犬塚元(法政大学) 7
- 工藤 泰志(言論NPO) 10
- 清水 唯一朗(慶應義塾大学) 13

巻頭言 米国中間選挙

三牧 聖子(同志社大学) 3

コラム「野田追悼演説を読む」 佐々木 毅(明るい選挙推進協会) 16

明推協リレーコラム

- 「主権者教育の困難さの背後にあるもの」 上地 完治(沖縄県明るい選挙推進協議会) 17
- 「NHK「みんなの選挙」について」 杉田 淳(NHK) 18

選挙管理実務あれこれ(第5回)

「市区町村の選挙管理委員会事務局に おける事務執行上の現状認識(3)」 小島 勇人(選挙制度実務研究会) 22

世界の選挙事情(第4回)

「ドイツ連邦議会選挙の仕組み」 山本 真敬(新潟大学)

*Voters(ボーターズ): 英語で「有権者、投票者」の意味。



24

情報フラッシュ

選挙出前授業

- ・岩手県選挙管理委員会は、10月14日(金)に盛岡市立河南中学校で、明るい 選挙啓発授業を実施しました。授業時間2コマで、構成は選挙制度などに関 する講義と盛岡市長選挙を想定した模擬投票、どうすれば若い人たちの投票 率は上がるのかをテーマとする話し合いが行われました。
- ・東京都新宿区選管は、9月6日(火)に淀橋第四小学校の6年生の授業で、 模擬選挙授業を行いました。模擬選挙のテーマは、「北新宿の防災意識を高 めるために自分たちにできること総選挙」。1年生の時から学んできた防災に ついて、地域の防災意識を高めるための政策を競い合いました。「自分たちの 政策がどうやったら伝わりやすくなるか」を話し合ったことで、各班の模擬政



党演説は、動画を使ったりゲームを作ったりするなど工夫が凝らされていたものになりました。

若者啓発グループ

- ・CEPT(福井県明るい選挙推進青年活動隊)は、福井県で活動する若者啓発グループです。10月9日(日)に開催された福井県立大学の大学祭にボーターズ・ブースを出展して、カルタゲーム「有効票争奪戦」、めいすいサウルス(ご当地めいすいくん)の「キャラ付け投票」、クイズコーナーなどを実施しました。「有効票争奪戦」は、立候補者の氏名等が書かれた投票用紙を机に並べ、読み上げられた人物の有効票を取り合うゲームです。他事記載があるなど同じ氏名で複数の札があり、無効票を取るとお手つきで1回休み。このゲームは、メンバーが選挙会の立会人を経験して無効票が多いことを知り、それを減らしたい思いも込めて作成したものです。
- ・福大Voteプロジェクトは、福島県にある福島大学で活動する若者啓発グループです。10月30日(日)を投票日に実施された県知事選挙において、27日と28日に同大図書館に期日前投票所が設置され、プロジェクトのメンバーが運営に携わりました。投票所に隣接して「選挙カフェ」も設け、お菓子や飲み物を用意して投票を終えた学生を迎え入れ、同世代の人たちと「なぜ若者の投票率は低いのか」「自分が県知事になったら」などを話題に交流しました。





「キャラ付け投票」

常時啓発

- ・三重県四日市市明るい選挙推進協議会は、市内24地区にそれぞれ4~8人の委員がいて、計131人で活動しています。10月16日(日)には、3年ぶりに開催された第9回四日市JAZZフェスティバルの会場で、モデル地区事業として4地区の委員が参加し、ウェットティッシュを配布して明るい選挙を呼びかけました。
- ・高知県四万十市明推協は10年近く活動が休止状態にありましたが、投票率向上に向けた啓発活動を充実させるため、幅広い年代の方々が新たに参加し、2022年4月に活動を再開しました。10月には総会を開き、来年度の活動内容について意見を交わしました。
- ・茨城県選管は、10月12日(水)に県内にある信用金庫で選挙出前講座を 実施し、新入社員の皆さんに選挙について説明しました。4月には地方 銀行で、参院選前の6月には住宅関連事業の企業で実施しています。社 会人に対する啓発の取り組み事例は全国的にあまりありません。

主権者教育の指導資料

文部科学省は、高校生に対する主権 者教育副教材として「私たちが拓く日本の未来」を総務省とともに作成し、 2015年から高校生に配布しています。 本年8月には、小・中学生に対する主 権者教育指導資料「「主権者として求められる力」を子供たちに育むために」を サイトに掲載しました。選管・明推協 が取り組む選挙出前授業にも役立つ資 料ではないでしょうか。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00085.html



米国中間選挙

人権、民主主義が問われた選挙

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科准教授 三牧 聖子



11月8日、記録的なインフレの中で米国の中間 選挙が行われた。事前の世論調査では、バイデン 政権はインフレに対応できていないとする世論 が、対応できているとする世論を上回っていた。 大きな「赤い波」(赤は共和党のシンボルカラー)が 起きるというのが大方の予測だった。

しかし「赤い波」は起きなかった。米国の中間選挙は、現政権に不満を持つ人が投票へ行くために、 野党が議席を伸ばすのが普通だ。しかし、今回の 中間選挙では民主党は上院で多数派を維持し、下 院でも選挙前の予測よりも善戦した。

民主党の善戦を読み解く1つ目の鍵は、若年層(18-29歳)の投票だ。6月、保守派判事が絶対多数となった連邦最高裁が、人工妊娠中絶を憲法上の権利と認めた「ロー対ウェード」判決(1973年)を覆し、以降、保守的な州で中絶制限が進められてきた。この事態を受け、バイデン大統領は民主党が中間選挙で上下院の多数派を維持できたならば、中絶の権利を明記した法案に署名する意向を表明するなど、民主党は中絶問題を選挙の争点として強調していった。

しかし、中絶がすべての人々に重要問題とみなされたわけではない。今回の選挙で特に中絶の権利を力強く擁護し、それを投票行動に結びつけたのが若年層だった。世論調査によれば、この世代は中絶問題をインフレと同等、女性についていえばインフレ以上の最重要の問題と位置付け、圧倒的に民主党を支持した。ペンシルベニア州やアリゾナ州など、民主党と共和党の両候補が拮抗する接戦州では7割の若者が民主党候補に投票し、その勝利に大きく貢献した。

若者たちの危機感をどう理解すべきだろうか。 米国の歴史とは、人種や性別などのマイノリティが 努力と闘争を通じて人権を獲得してきた歴史だ。 しかし6月の最高裁判決で、中絶の権利、つまり身体に関する女性の自己決定権が大幅に縮減された。今のままでは自分たちは米国の歴史上、ほとんど初めて、権利の後退を体験する世代になってしまう—こうした切迫感が若者たちを、権利の擁護の旗印を明確にした民主党の支持へと駆り立てた。

2つ目の鍵は、民主主義そのものを否定するトランプ元大統領の路線への拒否感だ。2020年大統領選後、トランプ氏は「大規模な不正があった」と主張して敗北を認めず、今回の中間選挙では、その主張に同調する「選挙否定派(election denier)」が共和党候補の約半分を占めた。「否定派」は、州知事や州務長官など、州における選挙を管轄する役職にも立候補し、これらの人々が当選した場合、2024年大統領選が公正に行われない危険もあった。しかし無党派層の票を取り込まないと勝利できない接戦州で、トランプ氏の推薦を受けた「否定派」はそうした層に忌避され、敗北した。

中間選挙後、共和党ではトランプ氏の敗北を問う声もあがる。しかし、責任はトランプ氏だけにあるのだろうか。二大政党の一つとして共和党は、今回の苦戦の原因を、トランプ氏個人に押し付けることなく、民主主義そのものを否定するようなトランプ氏の路線、それに多くの党員が同調してきた事実を深刻に受け止め、党のあり方を根本から再考する契機にしてほしい。共和党がより穏健な、かつての姿を取り戻すことは、支持政党を超えて多くの米国民が望んでいることであり、また、安定した民主主義国たる米国のリーダーシップを必要とする世界が望むことでもある。

みまき せいこ 1981年生まれ。専門は外交史・アメリカ研究。博士(学術)。高崎経済大学准教授等を経て2022年から現職。著書に『戦争違法化運動の時代』(名古屋大学出版会、2014年、アメリカ学会清水博賞)等。

民主主義を考える

世界の民主主義 現況と課題



アジア経済研究所上席主任研究員 川中豪

民主化と揺り戻し

世界各国の政治的自由を評価する活動を行っている民間団体フリーダムハウスが出した最新の報告書(2022年)には、「権威主義的統治の地球規模での拡大」というタイトルがつけられている。ここに表れているように、近年、メディアの報道や学術研究において、民主主義が世界規模で後退しているという認識が強まっている。

例えば、科学技術であれば、それは時間が経 つとともに発展していくはずと多くの人が考え るだろう。産業化、都市化といった社会の変化 も、おそらく一方向に進む変化として考えるの が普通のように思う。それでは、政治はどうだ ろうか。権力者が権力を独占する状態が衰退し、 民主主義が拡大していく動きは、いったん進め ば後戻りすることはなくて、その結果、いずれ はほとんどの国が民主主義になるのだろうか。

歴史的に見ると、これまで必ずしも民主主義が安定的に世界中に拡大してきたというわけではない。実際は民主化と揺り戻しが交互に繰り返されてきたと見られている。アメリカの政治学者サミュエル・ハンチントンは、20世紀後半に世界各地で起こった民主化をそれまでの民主化の動きと対比させながら、民主化の第三の波として詳細に記述したが、彼によると、それまでの第一の波、第二の波の後にもそれぞれ民主主義が後退する揺り戻しの波があった。そして、その経験から、第三の波の後にも将来的に再び揺り戻しの波が来る可能性に言及している。

西欧で民主主義が誕生した民主化の第一の波

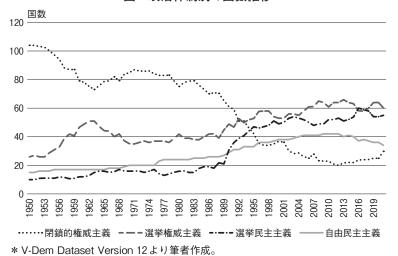
の後にはファシズムが台頭し、第二次世界大戦 後の植民地独立と民主化が起こった第二の波の 後には新興国の多くで民主主義が崩壊した。さ て、今、世界が経験している民主主義の後退は、 民主化の第三の波の後に訪れる新たな揺り戻し の波なのだろうか。そう断定するにはもう少し 観察してみる必要がありそうだが、揺り戻しの 波である可能性がないわけではない。

民主主義の定義と傾向

ひとくちに民主主義と言っても、人によって 持つイメージは異なる。選挙さえ実施されれば 民主主義だと考える立場もあるだろうし、国民 の大多数の生活が満たされなければ民主主義と は言えないという立場もある。なかなか厄介だ が、共通の定義を持たないことには建設的な議 論ができないので、ここでは、民主主義を「市 民すべてが政治に参加する権利を持ち、自由で 公正な選挙のもとで権力者を決めることができ る」政治体制と定義して考えてみよう。

おおむねこの定義に沿って世界各国の政治体制を分類しているのが「民主主義の多様性」(V-Dem)というデータセットである。V-Demは、自由で公正な選挙と市民的自由の保障が確保された「選挙民主主義」と、そこにさらに要件として議会や司法による大統領・首相の権限の制約と法の支配を加えた「自由民主主義」の二つを民主主義の類型として想定する。また、民主主義でない政治体制、すなわち権威主義についても、与党に有利な制約がある中で選挙が実施されている「選挙権威主義」と、完全に自由や公

図 政治体制別の国数推移



正性のない「閉鎖的権威主義」の二つの類型とし て考える。民主主義の度合いの高いものから順 に「自由民主主義 | 「選挙民主主義 | 「選挙権威主 義」「閉鎖的権威主義」となり、前者の二つの類 型が民主主義である。

この四つの政治体制のタイプに属する国の数 の推移を示したのが上図である。

大きな傾向としては、選挙民主主義、選挙権 威主義という二つの相対的に中間的なタイプが 時代を経て増加し、あからさまな権威主義であ る閉鎖的権威主義は大きく減少してきた。最も 民主的なタイプである自由民主主義は、選挙民 主主義ほどではないものの緩やかに増加した。 特に1980年代後半にこうした変動が一気に進ん でおり、これが民主化の第三の波と理解される。 要は、程度の差はあれ、複数の政治勢力が競争 する選挙が実施されるようになったのである。

第三の波の後、2000年代に入って特徴的なの は、引き続き選挙民主主義と選挙権威主義が拡 大していること、自由民主主義が特に2010年以 降に減少傾向にあること、そして、閉鎖的権威 主義が底を打ち増加傾向に転じたことである。 これが民主主義の後退と呼ばれるものである。

図は国の数を用いているが、中国やインドな ど人口規模の大きい国が権威主義的であるた め、V-Demによれば、現在、世界の人口の70パー セントが選挙権威主義あるいは閉鎖的 権威主義のもとで生活しているとされ る。

民主主義が後退する過程

以前の揺り戻し波のように選挙が停 止されることはないが、法の支配や市 民的自由が制約を受けるのが近年の民 主主義の後退の特徴である。法の支配 が制約されることで自由民主主義が選 挙民主主義に変わり、さらに市民的自 由に制約が課されて選挙権威主義とな

る。こうした過程は、ある日突然、軍のクーデ タや大統領の議会閉鎖によってもたらされるの ではなく、時間をかけて段階的に進む。

法の支配とは、権力者も含めすべての人が定 められたルールの適用を受けることである。特 に大統領や首相など執政府の長は政府の運営を 通じて社会に大きな影響を与える権力を持って いるので、民主主義のもとではその権力が過度 に使われないような仕組みが確保されている。 執政府の長が権力を行使するには議会が制定し た法律の委任に基づかなければならず、また、 それは司法による合法性のチェックを受ける。 財政的にも議会が制定する予算によって制約が かけられる。

しかし、最近では、こうした権力を抑制する 制度が徐々にないがしろにされている。選挙で 勝つことが民主的な正統性の唯一の根拠である と主張して、選挙を経ない司法や選挙で権力を 獲得するに至らなかった野党をないがしろにす る。さらには、ハンガリーやトルコのように、 憲法を改正して司法の独立性を奪うこともあ る。選挙に勝ちさえすれば自由に振る舞えると いう政治体制は委任型民主主義とも呼ばれ、近 年の民主主義の後退によく見られる。

また、市民的自由の制限では、フィリピンや インドのように、権力を監視する重要な役割を

担うメディアに露骨な圧力をかけるところも少なくない。さらに、選挙に関しても、野党にとって不利な操作(野党のメディア登場制限、与党に有利な選挙区設定、票の買収や集計操作)によって、与党が常に勝利するような仕掛けが施されている。

なお、直近の数年は、こうした漸進的な権力 集中・強化に加え、より大胆な権威主義の復興 が見られるようになった。先ほどの図でも、閉 鎖的権威主義が盛り返す傾向が示されている。 2014年当時は、タイでの軍事クーデタはまだ例 外的な存在だったが、2021年にはチャド、ギニ ア、マリ、ミャンマーで軍事クーデタが起こり、 チュニジアでは大統領が議会を停止した。今年 はブルキナ・ファソで軍事クーデタが発生した。

こうした民主主義の崩壊とともに、権威主義 においても、中国政府による香港での民主派弾 圧、ベラルーシやロシアにおける言論抑圧 など、その強権的な支配のさらなる強化が目に つく。

一方、民主主義の長い歴史を持つ国も安泰ではない。選挙結果を確定する作業中の議会が襲撃されるという2021年のアメリカでの事件は、世界に大きな衝撃を与えた。選挙に負けた側がその負けを認めず力によって権力を得ようとする行為は、民主主義の前提を大きく揺るがす。

▍ 民主主義の安定に向けて

民主主義の後退が生まれる原因については、いくつかの可能性が考えられる。よく言及されるのが分極化である。社会が敵と味方に分断され、お互いに妥協の余地がなくなる。そうすると選挙の勝敗が決まった後に勝者と敗者の利益調整が成り立たない。権力を獲得した方が圧倒的な優位に立てるために、手段を選ばず権力を獲得、さらに強化しようとする傾向が強くなる。こうした分極化の基礎には、社会階層、都市

と農村、地域、宗教、民族など、さまざまな社

会的な属性の違いがある。これまでも民族や宗教などは政治的対立の主な要因だったが、所得格差が拡大するに従って、社会階層に沿った分極化がいっそう重要な要因となってきた。

西欧では社会階層による亀裂はこれまで政党 システムの中にある程度吸収され、右派勢力と 左派勢力のあいだで競争と調整が進められてき た。しかし、最近見られるのは、既存の政党あ るいは支配エリートである政治指導者層に対す る不信である。こうした現象は、西欧に限らず、 他の地域でも見られる。

支配エリートへの不信の受け皿となる急進的 な勢力や個性の強い政治指導者の登場が分極化 をさらに煽り、民主主義の不安定化が進む。こうした状況に一役買っているのが、情報通信技術の発展である。これまで政治家や政治集団が 選挙運動を効率的に展開して多くの有権者の支持を獲得するために、集会や個別訪問などを担う政党による組織だった運動が有効だったからである。しかし、情報通信技術の発達とともに政治家にとっては、組織化された政党がなくても有権者にメッセージを届け、時には集会に人々を集めることも容易になった。政党が不要になれば政党が担ってきた利益調整も難しくなる。敵味方の競争が激化していく。

政党がうまく組織化され、安定的な競争が維持される。これを「政党システムの制度化」と呼ぶ。政党の存在が大きく低下している今、政党システムの制度化を以前のような形で復活するのは難しい。新しいタイプの政党システムの制度化が可能かどうか、それが、民主主義の安定をもたらす重要なカギの一つである。

かわなか たけし 1966年生まれ。1993年アジア 経済研究所入所、2020年より現職。博士(政治学、 神戸大学)。専門は比較政治学。主著に『競争と秩序』 (白水社、2022年)、『後退する民主主義、強化され る権威主義』(編著、ミネルヴァ書房、2018年)等。

民主主義をよりよくするために



法政大学法学部教授 犬塚 元

問題があるならば、その都度、手直しする。 これは、個人の生活に関しても、社会のルール や制度に関しても、あてはまる原則だろう。こ の小文では、いまの民主主義をよりよくするた めにはどんな手直しがありうるか、その方法の ひとつを、「民意 |と「知恵 |の両立という観点か ら考えてみたい。

民主主義について論じるための前提

本題に入る前に、まずは、民主主義について 検討したり議論したりする場合に、最低限押さ えておきたい2つの前提を確認しておこう。

第1に、言葉の意味には細心の注意を払いた い。具体的には、望ましくない政治を、なんで もかんでもすべて「反民主的」や「民主主義に反 する |と呼んだり、望ましい政治をすべて「民主 的」と呼んだりするのは、やめたほうがよい。

どういうことだろうか。民主主義とは、最も シンプルに定義するならば、「みんなのことは みんなで決める」という政治のしくみのことで ある。これは、「私のことは私が決める」という 自由主義や、「政治でおこなってはいけないこ とをルールで定めておく」という立憲主義とは、 あくまで別ものである。

たしかに、この3つは、いまの先進諸国の政 治体制ではセットになっているが、しかし、互 いに衝突することがある。政治が望ましくない 場合に、それが民主主義に反するのか、自由主 義に反するのか、立憲主義に反するのか、それ 以外か、という点には十分に気を配りたい。

第2に、民主主義のかたちはひとつではない。 「みんなのことはみんなで決める」という民主主 義の基本原則を、制度やルールに変換する方法 はいくつもあるからである。例えば、議院内閣 制の国もあれば、大統領制の国もある。言い換 えれば、いま目の前にあるものが、民主主義の すべてではない。民主主義とは、選挙や多数決 のことですよね、と考える人は多いが、これら を採用しないバージョンの民主主義もある。

だから、いまの民主主義の制度に問題がある 場合には、代わりの選択肢として、別バージョ ンの民主主義が、時代や地域を超えてよみがえ ることがある。

近年、国内外の政治学で流行っているのは、 古代ギリシアの民主主義にならう「ロトクラ シー」(くじ引き民主主義)だ。「民主主義は、み んなで政治を担うしくみなので、一部の人だけ が担当する仕事の場合は、抽選やローテーショ ンで担当者を決める。そうすれば、生まれや年 齢や才能に関係なく、公平に参加の機会がある。 これに対して選挙は、優れた人を選ぶしくみな ので、民主主義にはそぐわない」。

ヨーロッパで古代から18世紀まで続いたこう した伝統的な考え方にならうのが、「ロトクラ シー」である。例えば、『くじ引きしませんか?』 (2022年、信山社)で、岡崎晴輝(九州大学大学 院教授、政治学者)は、立法・行政・司法に抽 選制を導入するプランを提案している。

ここでは、これとは別の伝統を発掘してみる ことにしよう。

「みんなの政治」は「みんなのための ╣ 政治」をもたらすか

民主主義について考えてみると、「そもそも、 なぜ民主主義が望ましいのか」という問いが避 けられない。たしかに、1人や少数で決めたほうが意思決定は迅速である。

この問いに答えを出すひとつの方法は、どんな結果を生むか、よい結果を生むか、という点に注目して、政治制度を評価するやり方である。政治制度を手段や道具として位置づけて、どの道具がよい結果をもたらすか(政治制度Aはどんな結果をもたらすか、Bはどうか、Cは…)と検討してみるわけである。

民主主義は、よい道具なのだろうか。比較政治学では、様々な政治体制がどんなパフォーマンスを発揮したか(例えばコロナ対策や経済成長をうまく達成したか)を経験的に分析しているが、ここでは、2022年に刊行されたジェイソン・ブレナン『アゲインスト・デモクラシー』(井上彰ほか訳、勁草書房)という政治哲学の本を手がかりにしてみよう。

民主主義は道具として劣っている。この本で ブレナン(アメリカの政治哲学者)はそう批判す る。例えば、民主主義では、合意や和解が生ま れるどころか、対立や分断が激しくなってしま うことが経験的に明らかになっている、という のである。

さらにブレナンは、政治学の経験的な研究にもとづいて、有権者の多くが、政治に無関心で、無知で、非合理的である点を強調する。これも、政治のクオリティ(質)を問う視点である。もっとよい道具があるのだから、そちらを使おう。ブレナンは大真面目に、「エピストクラシー」(優秀な人による政治)をすすめる。具体的には、現在の民主主義の制度の大枠は維持したうえで、運転免許のように、一定の能力を証明した人にだけ選挙権を認める制限選挙制や、優秀な人に複数の投票権を認める複数選挙制を導入したらどうか、というのである。

このプランが妥当かどうかはともかく、「みんなで決める」という民主主義のしくみは本当によい政治をもたらしているか、というブレナ

ンの問いかけは重要である。「人民による政治」 は、本当に「人民のための政治」をもたらしてい るのか、というのだ。

ブレナンの提案のように、民主主義そのものを退けることはしないにしても(結果やパフォーマンスはどうであれ、「みんなで決める」という平等な決め方そのものに価値があるという考えもある)、政治のクオリティを向上させるために、「エピストクラシー」のしくみを部分的に組み込むことができないかどうかは、考えてみてもよいであろう。

これは、「みんなで決める」しくみのなかに、 専門知識や科学や学問を組み込むということで ある(これらをまとめて「知恵」と呼ぶ)。これは、 突拍子もない話ではない。国の感染症対策を決 めるにあたって、医学の専門知識をまったく無 視することはできないだろう(反対に、専門家 だけで決めれば、民主主義ではない)。まとも な決定をするためには、財政や金融については 経済学者、憲法については法学者の専門知識は 無視できないはずである。

このように考えていくと、実は、いまの民主 主義も、すでにある程度は「エピストクラシー」 の要素を取り入れていることが分かる。そうし たしくみの代表例として政治学の授業でよく語 られるのは、違憲審査制である。議会がつくっ た法律が、憲法から逸脱していないかどうかを 法律専門家(裁判官)が審査して、違反していれ ば法律を無効にできる制度だ。これは、民主主 義のなかに立憲主義を組み込むしくみであると ともに、「みんなで決める」結果を専門家が チェックするしくみである。

また、そのほか、現代の民主主義では、行政 や司法の担い手(公務員や裁判官)を能力試験で 選んでおり、これも「エピストクラシー」の要素 である。古代ギリシアの民主主義と比べてみよ

う。そこでは、平等に参加する原則ゆえ、公務 員や裁判官も、あくまで抽選やローテーション で選んでいた。

かつてカール・シュミット(ドイツの法学者) が『現代議会主義の精神史的地位』で指摘したよ うに、民主主義と議会制は、もともとはまった く別の制度だったが、民主主義はその歩みのな かで、議会制を吸収してバージョンアップを果 たした。同じように、民主主義は、もともとは 異質な「エピストクラシー」のしくみも、すでに 部分的には組み込んできたわけである。

二院制は、もともとは「知恵」と「民意」 の組み合わせ

政治思想の歴史をふりかえってみても、「民 意 |と「知恵 |を組み合わせた制度論の系譜が見 つかる。古代から18世紀までの西洋世界で大き な影響力を保った、「混合政体論」である。三権 分立論の祖先にあたる議論である。

混合政体論では、王政と貴族政と民主政の3 つを組み合わせた政治体制が最善であるとされ て、具体的には、リーダー、少数者の会議、多 数者の会議、という3つの機関をそなえる政治 制度が望ましいとされた。統領・元老院・民会 からなる古代ローマ共和制や、王・貴族院・庶 民院からなるイギリスの政治体制は、典型的な 混合政体とみなされた。

なぜ、混合が望ましいのだろうか。チェック・ アンド・バランスゆえに権力の暴走が抑えられ るだけではなく、「知恵」と「民意」の両方を反映 した、望ましい政治的決定が可能になるから。 これが、混合政体論の代表的思想家ジェイム ズ・ハリントン(イギリス、1611年 - 1677年)の 答えだった。3つの機関のうち、少数者の会議 (元老院や貴族院)は「知恵」を体現し、多数者の 会議(民会や庶民院)は「民意」を体現する。ここ では、この2つがどちらも納得する決定がなさ れる。言い換えれば、これは、「エピストクラ シー」と民主主義の組み合わせであるとの理

由から、二院制の立法機関を正当化する主張で ある。

この考え方は、日本の参議院改革にも示唆を 与えてくれるだろう。

参議院は、これまでさまざまに批判されてき た。衆議院と同じ結論を下す「カーボンコピー」 だから無駄である、というのが古典的な批判 だったが、近年では別の批判もある。有権者が 総選挙で議員(衆議院議員)を選び、その議員が 首相を選び、その首相率いる内閣が官僚を統制 する。民意が伝達されていく、この「委任の連鎖」 のルートから外れているのが参議院であり、そ の意味で「反民主的」だから改革すべきである、 との批判だ。

これらの批判にもとづく参議院改革論は、 参議院をなくすか、弱くすることをめざして きた。

しかし、混合政体論の伝統を参考にしてみる ならば、二院制の原型にならって、「民意」を体 現する衆議院、「知恵」を体現する参議院、とい う性格付けをいままで以上に強化(ないしは復 元)するかたちで、二院制をバージョンアップ するプランも考えられるだろう。これは、参議 院の存在理由を、むしろ「委任の連鎖 | から外れ る点に求める発想である。

ブレナンの本が問題提起したように、本当に 民主主義のクオリティを向上させる必要がある のならば、このような参議院改革によって、民 主主義の制度に「エピストクラシー」のしくみを 取り込んでいくプランを、一案として検討して もよいのかもしれない。

いぬづか はじめ 1971年生まれ。博士(法学)。 群馬大学准教授、東北大学教授等を経て2016年か ら現職。博士(法学)。専門は政治学史・政治思想史。 主著に『デイヴィッド・ヒュームの政治学』(東京大 学出版会、2004年)、編著書に『岩波講座政治哲学2』 (岩波書店、2014年)等。

日本の代表制民主主義は根底から 問われている



言論NPO代表 工藤 泰志

もう3年前になりますが、私が代表を務める言論NPO(非営利シンクタンク)は、この日本の代表制民主主義の全面的な診断を行うことを決め、その作業を通じてその修復に向けた提案を行う、という「私たちの宣言」を公表したことがあります。世界で民主主義の後退が指摘され、日本でも政治不信の傾向が顕著になった時のことです。

当時、私たちがこの「宣言」で訴えたかったことは、この日本でも代表制民主主義が市民の信頼を失い始め、政治から市民が退出し始めていること、政治不信は政治家や政党にとどまらずに、この代表制のシステム全体に広がりかねない状況にある、ということです。

まさに日本の民主主義の未来を考えるため に、具体的な作業と議論を始めるタイミングな のではないか、と考えたのです。

残念なことにこの作業は、その直後のコロナ感 染の急速な広がりで、中断に追い込まれました。

ただ、私たちの懸念は当時も今も全く変わっていません。それどころが、今は民主主義の修復に向けて新しい動きを始めなければ、手遅れに成りかねない局面だ、と私たちは考えているのです。

| 民主主義の未来は、私たち国民の | 努力にかかっている

今年の10月13日、私たちは「日本の政治不信をどのように立て直すのか」というフォーラムを開催し、2時間に及ぶ議論を公開しました。

私たちが、作業の再開を決めたのは、政治不信の構造が代表制民主主義の機能への不信だということがはっきりし、民主主義自体に対する懐疑の声も若い層に見え始めているからです。

今年の夏、私たちが世界のシンクタンクと協働で公表した世界55カ国の民主主義に関する世

論調査結果は衝撃的な内容となりました。

世界でも、民主主義の様々な仕組みが市民の 信頼を失い始めていることが、調査結果から明 らかになっていますが、その中でも日本人の政 治不信の意識が際立って悪かったからです。

日本人には、これまでの多くの調査でも明らかなように、現状の政党、国会、政府などを信頼できるという人は少なく、日本人の政治不信の意識は、世界55カ国や先進民主主義国のG7各国と比べても際立っているのです。

自分の意見を代弁する政党は国内にない、とする日本人は63%で、G7各国の中でも突出しています。しかも、日本の場合、非営利組織や学校など政治と市民社会を繋ぐ様々な仕組みへの信頼も目立って低いのです。

それでも、我々が日本の民主主義のこれからにまだ希望を感じているのは、民主主義の問題を私たち、有権者側の問題だと判断する日本人が世界でも圧倒的に多いからです。

先の55カ国の調査ではそれぞれの国に今、直面する民主主義の最大の脅威について問いました。私たちが注目したのは、日本では「政治への国民の無関心」が19%と2割近くになっていたことです。2割もの人が、「国民の無関心」を自国の民主主義の最大の脅威と考える国は55カ国でも日本しかありません。つまり、日本の民主主義の未来は、私たち国民側にかかっていると理解する人が2割もいる、ということです。

若者層に広がる民主主義自体への 懐疑の意識

私たちが、国内で民主主義の調査を始めたのは2016年からです。今年8月には7回目の調査を行いました。日本の民主主義が機能していな

い、と判断する人はまだ2割強ですが、その 43.9%と半数近くが、その理由を「国民の間に 政治に対する不信や無関心が広がっている」と 回答しています。「有権者が政治から退出し低 投票率が常態化している」ことも29%と3割近 くあります。そして、「政党の公約が形骸化し、 国民と向かい合う政治が実現していない」も 36.9%と4割近くになり、この3つの回答が、 日本の民主主義が機能していないことの理由と して、上位に並んでいるのです。

選挙という政治参加の機会から、多くの国民 が退出していること、政治が国民の委託に応え るための課題解決努力を行っていないこと、そ のための競争が見られないことが、民主主義の 機能への信頼を失わせている、と多くの国民は 判断しているのです。

これは、国民の政治家への委託を基本に動き 出す、代表制民主主義への不信が日本国民に広 がっている、ということなのです。こうした状況 は放置できないものです。若者層では政治不信と 民主主義自体への懐疑が広がっているからです。

今年の調査を世代別のクロスで分析して見る と、民主主義に対する信頼にも動揺が確認でき ます。民主主義がどんな政治形態よりも好まし いかを尋ねた設問では、20歳未満は「分からな い」が52.2%と最も多く、20代では「民主主義が どんな政治形態よりも好ましい」は32.8%しか なく、「どんな政治形態でも構わない」「一部に 非民主的な政治形態が存在しても構わない」を 合わせると26.8%と意見が分かれています。「民 主主義がどんな政治形態よりも好ましい」が半 数を超えるのは50代以上の世代だけなのです。

|市民の政治からの退出こそが、民主 主義の危機の兆し

代表制民主主義の下では、有権者は選挙を通 じて、自分の意思を委託する政党や政治家を選 ぶ。そして、選ばれた政治家が政策や意思を決 定し、政府(官僚)が政策の実行を行う。そして、 そのプロセスが国民に説明され、次の選挙で評 価を受ける。これが、代表制民主主義のサイク ルです。こうしたサイクルが回り、それが、日 本の課題解決や国民の安心に繋がることで、民 主主義の機能が信頼されるのです。

国民が、政党や国会、そして、政府への信頼 を持てなくなっているということは、有権者が 政治を選ぶ過程と、政治家が政府(官僚)を通じ て課題を解決する過程に目詰まりが生じてい る、ということです。そうしたプロセスに有権 者が期待を持てなくなっているか、有権者が想 定する行動を政治が行っていないのです。

有権者が期待できない政治のプロセスは修正 する必要があります。修正も期待できないとな ると、市民は政治から退出するしかありません。 それが、今起こっている、日本の民主主義の 危機、だと私は考えます。こうした政治不信の 状況は、選挙の投票率に現れます。

参議院選の投票率は90年代に5割を大きく割 り込み、衆議院選では6割を下回りました。政 治改革の影響もあり一時回復しますが、2014年 の衆議院選では52.7%にまで下落し、2019年の 参議院選選挙区では48.8%と5割を下回ってい ます。つまり、国民の半数以上が、政治参加の 場から離れているのです。

国民に強い政治不信が広がっていることは、 私たちが行った世論調査からも確認できます。 最初の調査は、2016年に日本とインド、インド ネシアとマレーシアの4カ国で行ったもので す。そこでは日本に他の3カ国とは異なる傾向 が浮かび上がりました。調査では日本で自国の 将来に悲観的である人が、他の3カ国と異なり 半数近くになっていました。しかも、その解決 を政治に期待できない、と言う人が51.7%と半 数を超えていたのです。

政治や政党に日本が直面する課題の解決を期 待できないという人は、その後も増え続け、 2017年は58.7%、18年は59%ですが、19年から は大きく増え、70.9%、20年は62.8%、21年は 79.2%であり、今年も71.1%と、国民の7割に

も至っております。さらに驚いたのは、2019年 に行った世論調査です。そこでは45%もの日本 人が、「選挙で選ばれた政治家を自らの代表だ と思っていない」と回答していたのです。

まさに代表制民主主義が根底から問われ始め ていたのです。

┃ 代表制民主主主義のどこを修復すべ ┃ きなのか

世論調査に見られる国民の意識は、代表制民

主主義の修復すべき課題を明らかにしています。 一つは政治家や政党の課題解決能力への不信 です。日本が抱える課題に政治が真っ向から取 り組まず、先送りを続けていること、政党自体 の課題解決能力の欠如、政治家が二世議員やタ レント議員に偏っていること、その結果、政党

の公約(マニフェスト)が形骸化していること、 が調査結果から指摘されています。

二つ目は、選ばれた政治の課題解決プロセスへの不信です。ここでは、国会における議論の形骸化、すべての政治家が予算拡大を求め歯止めがかかっていないこと、官僚機構の能力の欠如、さらには政治権力へのチェック機能の不在も指摘されています。

三つ目は政党間競争の不在であり、野党が対抗力を失い、党の存在だけが自己目的化していること。さらに、言論機関やインターネット空間での議論の在り方やフェイクニュースなどへの対抗力の不在など、主権者教育や市民の政治参加の在り方も、課題に挙がっているのです。

日本では90年代にも、国民の政治不信が高まり、日本の政治は民間のバックアップを受けて政治改革を断行しました。小選挙区制を柱に比例代表制を組み合わせた選挙制度改革や、首相主導の意思決定に向けた内閣機能の強化が実現したのはその時です。

ここでの改革は、政権交代可能な競争型の民主主義を目指したものでした。これが、政権交代に道を開き、民主党政権が誕生しました。ところが、再び、国民の政治不信が強まり、国民は民主

主義のあり方への疑問を突き付けているのです。

これまでの改革のどこに問題があるのか、ど うしたら市民の政治参加と政治への期待を取り 戻せるのか、私たちに問われているのはその全 面的な診断だと、考えています。

■ 私たちが取り組むのは、代表制民主■ 主義の総点検と修復の提案

私たちが、「宣言」を提起した2019年は、私たち言論NPOの民主主義の取り組みにとっても一つの岐路になった年でした。2005年から12年間にわたって毎回選挙の時に行ってきた政党のマニフェスト評価を断念したのは、2019年の参議院選の時からです。

政党の公約は、抽象的なスローガンや政党の 主張を述べるものに戻っており、明確な目標や 達成時期を書き込んだ公約は、ほとんどありま せん。これでは、国民に向かい合う政治などで きるはずもありません。そのため、私たちは新 しい作業を始めることを決めたのです。

課題の解決を国民に提示し、選挙で評価を受ける。そうした代表制民主主義のサイクルを回すには、政治が説明責任を果たし、国民との繋がりを作り直さなくてはなりません。政党の在り方や、市民の政治参加の新しいチャンネルの構築、選挙の在り方の見直しなど、数多くの課題が見えます。

私たちが取り組む作業は、代表制民主主義の 現状の総点検と修復のための提案ですが、それ以 上に民主主義の未来を多くの人が考える、そうし た新しい流れを日本社会に作り出したいのです。

国民が主権者であり続ける社会とは、私たち 自身が政治や社会の課題にそれぞれの形で参加 し、自己決定ができる社会であるべきだと考え ます。そのための作業と発言を、私たちも始め るつもりです。

くどう やすし 1958年生まれ。東洋経済新報社で『論争東洋経済』等の編集長を歴任。2001年11月、非営利のシンクタンク「言論NPO」を立ち上げ代表に就任。選挙時の政党の公約や政権の実績評価、さらに世界のシンクタンクと連携し民主主義に関する世論調査も実施している。

日本は民主主義をうまく受容できたのか 共同体と自立の連立方程式



慶應義塾大学総合政策学部教授 清水 唯一朗

はじめに

はたして、日本は民主主義をうまく受容でき たのだろうか。編集部から届いた企画案に、ふ と立ち止まってしまった。たしかに、日本は東 洋においてはじめて憲法を制定し、デモクラ シーを実践してきた。ただ、それがうまい受容 だったかと問われると逡巡してしまう。

よく話し合い、よくまとまるという点におい て、日本は長い歴史を持ち、優れた統一感を示 してきた。農耕社会は協働する文化をはぐくみ、 江戸時代にはそれが村請制に代表される連帯責 任によって制度化された。知的能力の涵養にも 力が注がれたことで、人々は協力し、譲り合い、 決定に従って全体幸福を得るシステムに適合 し、なじんでいった。

そこでは秩序を維持し、円満を示すことが重 視され、異論が出ないよう丁寧に決定する工夫 が積み重ねられた(利光・森・曽根1980)。

開国・維新と自助論、自由論

幕末に進んだ開国、維新という新しい流れは、 こうした共同体秩序に覆いかぶさるように、新 しい価値観を打ち込んでいった。自助論、自由 論に代表される、自立した個を重視する考え方 である。「一身独立して一家独立し、一家独立 して一国独立し、一国独立して天下も独立す」 という福沢諭吉のことばが象徴するように、個 人の自立が国家、ひいては世界の自立と繁栄を 支えるものと位置づけられた。

この新しい価値観は、近代日本の所信表明と

もいえるドクトリンで公式に採用される。議会 政治の呼び水となった「公議輿論」の宣言で知ら れる五箇条の誓文が、その第三項において、す べての人々が夢をもち、それを実現できる社会 の実現を謳いあげた。250年にわたる長い平和 と安定をもたらした徳川政権にとって代わる正 統性を持つには、こうした大きな未来像を示す 必要があった。以後、政府はその実現に向けた 努力を求められていく。

協調を重視する共同体秩序を維持し、自立し た自己が夢の実現をめざす。この二つの理想は どうすれば共存できるのだろうか。それは対立 こそすれ、容易には両立しえないことは明らか だ。近代日本にはじまり、現代にいたる日本の 民主主義の難しさは、この両方を同時に追い求 めることに起因しているように思われる。

明治憲法と民主主義

憲法が制定され、議会が開かれる。全国に割 拠していた政治結社は、帝国議会の開会と共に 早々にまとまり、自由党系と立憲改進党系の二 大保守党に集約された。

まとまりのよい共同体という伝統は、政党組 織だけでなく、帝国議会の審議にも表れる。お おむねドイツ式の立憲君主制を取ったとみられ る明治憲法体制のなか、議会制度にはイギリス 式の制度が多く導入された。その代表例が、本 会議における逐条審議を軸とする三読会制で あった。法案の審議は丹念に行われた。

しかし、丹念な議論は審議の遅滞を招く。そ れは近代化を推し進めようとする動きにとって は大きな足かせとなる。すると、政府だけでなく議会も次第に議論を軽視し、多数決を急ぐようになった。民党勢力と官僚、財界を横断する器となった立憲政友会は、政党としての強いガバナンスを発揮し、政界における共同体として、議事の進行をスムーズにした(清水2021)。その存在が日露戦争を完遂させえたことは疑いがない。しかし、同時にそれは議会政治の凋落を意味した。

尾崎行雄や犬養毅が「憲政の神様」と称されるのは、こうした予定調和的な共同体による政治を批判し、自立した個別の議員による議論の必要性を主張したことにその本質がある。しかし、彼らは主流とはならなかった。尾崎は政友会を離れ、国民党の大部は犬養のもとから桂太郎のもとに走り、立憲同志会を結成した。

同志会は憲政会、民政党と名前を変えながら 政友会とともに二つの保守政党として政治の円 滑化に寄与した。そして戦後にもそれぞれ自由 党、日本民主党と改名、復活し、ついには自由 民主党としてひとつの器に収まった。政権獲得 のための多数派形成だけではない、まとまりの よい共同体秩序の産物であった。

ボトムアップで組みあがった政党組織は、その利益分配機能によって地方への影響力を浸透させ、確固たるものにしていった。地方組織は事大主義的な傾向を持ち、利益供与の受け皿となるべく票固めに機能を発揮した。それは やっぱい 腐敗に繋がる。

福沢が唱えたような自立を実現できたのは、 経済的に独立した地主や商工業者、そして学問 で身を立てた知識人や官僚であった。彼らは、 こうした議会政治の状況を腐敗、堕落と見て強 く嘆く。人々は目先の利益に流され、自ら判断 をせず、権利だけを行使する。これでは自立し た個、国民の存在を前提とする近代国家は成立 しえないと危惧した。

戦前においても天皇主権はタテマエであり、

国民に実質的な主権があるとする学説が広く唱えられたことはよく知られている。しかし、それは理想、あるいは目標として掲げられたものであり、現実に人々が主権者として振る舞うには至っていなかった。

日清戦争や日露戦争のように、国家をあげて立ち向かう必要が生じたとき、人々は兵士として、兵士となれないものは募金や銃後の働きによって積極的に参加し、国家の構成員として振る舞った。これは近世における客分の立場から、参加をする国民意識へと転じる萌芽であったとされる(牧原1998)。

しかし、そうした萌芽は続く大正デモクラシーの時代にあっても、顕著な伸びを見せるには至らなかった。ひとびとは主権者として責任を持って振る舞うことよりも、客分として現状に安住することを望んだ。

そこには近代化に潜む、競争という魔物がいた。新しい秩序に変わる嵐が吹き荒れるなか、 人々は、経済的な競争に晒されて財産を失う目に遭い、社会的な競争に晒されて自己実現に必死になった。そうした生きづらい社会のなかで、 人々はつながりを求める。近代以前のものと思われた共同体は、その形を変えながら、むしろ役割を増していった(松沢2016)。

知識人たちは、それぞれの生きにくさを声にして、生活のなかからあるべき社会の姿を描き出し、形作る必要を強調した。しかし、人々はそうはしなかった。権利を求めて、自己の存在を求めて実力行使に及ぶものはあった(藤野2020)。

経済や社会に対する不満を爆発させるものも あった。しかし、それは米騒動に代表されるよ うに、議会政治の回路を通じて自らの要求を実 現しようという流れにはならなかった。

方法がわからなかったのではない。不満を吸収する、いや、不満の発露を抑制する回路ができあがっていた。政権を担った保守政党がよく

人々の声を掬い上げたと同時に、生活レベルに おいて声をあげることを忌避させる、まとまり のよい共同体の存在である。

象徴的な例を挙げてみよう。男子普通選挙の 実施に合わせて、自立した知識人や官僚たちは 理想選挙運動や政治の倫理化運動に邁進した。 買収や腐敗を追放し、自立した個が、自ら判断 して票を投じる。そのためには政治教育が必要 だと考えたからだ。しかし、現実は彼らについ てこなかった。

政治の倫理化運動の際に、国民に自立した投 票行動を求めるべく作成されたアニメーション 「映画演説 政治の倫理化」がある。運動を主導 した後藤新平が獅子吼する作品の終盤に、「普 選の塔 |を作る青年職工が描かれる。

この青年職工は、塔を作るための煉瓦を検品 して、よいものをベルトコンベアーに流し、悪 いものを打ち壊す。彼は「政治は奉仕なり」「選 挙は国民の義務」と書かれた煉瓦をうなずきな がら通す一方で、「政治は力なり」「黄金の誘惑」 と書かれた煉瓦を打ち割る。そのときに「これ でひとつよいことをした」と明るく話す。

これは何か。まとまりのよい共同体のもと、 集票のために村で配られる金品を受けとらない ことは、村の秩序を破壊する「悪」であった(杉 本2007)。このアニメーションは、そうした従 来からの観念をうち壊し、自ら考えて投票する ことを「善 |と示すものであった。もっとも、そ うした村の秩序を壊すことは容易ではない。

自らの頭で考えず、村の秩序に従って行われ る事大主義的な投票行動によって、せっかく実 現した男子普通選挙は政党間の買収合戦を招い た。政党政治は次第に支持を失い、クーデター の前にその幕を下ろす。そして、日本は長い戦 争の沼にはまりこんでいった。

日本国憲法と民主主義

戦後、憲法は変わり、国民は名実ともに主権

者となった。都市化と工業化が進むなかで従来 のムラによる支配は薄れていったが、はたして、 国民は自立して考え、動くようになっただろう か。

そうした動きが見られるようになったのは、 ごく最近のことだ。低成長が続き、生きにくい 社会となり、ようやく人々は生活に根差した声 をあげるようになった。いや、あげることが許 されるようになったというべきだろうか。

政治の倫理化運動に奔走した後藤新平に、自 治三訣という格言がある。「人のお世話になら ぬよう、人のお世話をするよう、そしてむくい を求めぬよう」という美しいことばだ。しかし、 こうした共同体の精神がかえって自立を阻んで きた部分もあるだろう。

世話になってもいい。世話をしてもいい。む くいを求めてもいい。震災とコロナを経て、よ うやくそうした本音で語る時代が訪れているよ うに思われる。協調を重視する共同体秩序を維 持し、自立した自己が夢の実現をめざすという 難解な連立方程式を解くカギは、民主主義とい う前提の先に、自分とは異なる他者の声を受け とめる、対話していくことにあるのではないだ ろうか。

<参考文献>

- ・清水唯一朗(2021)『原敬』中央公論新社
- ・杉本仁(2007)『選挙の民俗誌』梟社
- ・牧原憲夫(1998) 『客分と国民のあいだ』吉川弘文館
- ・松沢裕作(2016)『自由民権運動』岩波書店
- ・藤野裕子(2020)『民衆暴力』中央公論新社
- ・利光三津夫・森征一・曽根泰教(1980)『満場一致 と多数決―ものの決め方の歴史』日本経済新聞社

しみず ゆいちろう 1974年生まれ。専門は日 本政治外交史、オーラルヒストリー。博士(法学)。 ハーバード大学客員研究員等を経て、2017年から 現職。主著に『日本政治史』(共著、有斐閣、2020年)、 『原敬』(中公新書、2021年)等。

野田追悼演説 を読む



明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅

過日国会で行われた、野田佳彦元首相による 安倍晋三元首相追悼演説は、憲政史上出色の名 演説であるという評判が専らである。この演説 が、旧統一教会と政治家の関係についての記憶 や記録のある・なし発言に付き合わされてきた 感覚とは大分レベル感の違う政治の世界にわれ われを誘ってくれたことは確かである。追悼演 説は昔からある演説類型の一つであるが、その 中には被追悼者と生前に同じ政党に属していた 場合と反対党に属していた場合の違いがある。 国葬における菅義偉前首相の追悼演説は前者で あり、野田氏の演説は後者に属する。どちらも第 三者の知らない故人との思い出話や様々なエピ ソードを適宜用いるが、被追悼者との政治的な 立ち位置の違いが色濃く影を落とすことになる。

野田氏の追悼演説において安倍氏は終始一貫 「かたきのような政敵」として、激しい論争の相 手として描かれる。同時にこれと並行してその 事績を称え、個人的なエピソードを交えつつ、 安倍氏に対する政治家としての信頼感を次のよ うに表明しているのは注目に値する。「あなた となら、国を背負った経験を持つ者同士、天下 国家のありようを腹蔵なく論じあっていけるの ではないか。立場の違いを乗り越え、どこかに 一致点を見いだせるのではないか」。しかし、 この期待は安倍氏の死によって永遠に失われ た。この寂寞感の中で野田氏は新たに、「長く 国家の舵取りに力を尽くしたあなたは、歴史の 法廷に、永遠に立ち続けなければならない運命 (さだめ)です」という観点から、「あなたがこの 国に遺したものは何だったのか |を問い続ける ことこそが自ら及び国会議員の使命であるとす る。「あなたが放った強烈な光も、その先に延 びた影も、この議場に集う同僚議員たちと共に、 言葉の限りを尽くして問い続けたい」、何故な らこれこそ、言葉の力によって暴力の狂気に勝

つ唯一の道であるから。

政治的な立場を異にする政治家に対する追悼 演説は二面性を持たざるを得ない。つまり、被 追悼者に対する政治的立ち位置の違いを見失わ ないようにすること、併せて、故人を一方的に 批判するだけでなく、説得的な形でその業績に 敬意を払うことによって相手側に配慮を示すこ とである。このせめぎあいの中でぎりぎりの均 衡点を追求しなければならないが、その際、政 治的立ち位置の違いを越えて故人の政治家とし ての存在感を認める局面があることが重要であ る。つまり、政治家を党派性の枠だけでなく、 それを越えた基準で政治家を評価する視点が欠 かせない。それを可能にする上で大事なのは政 権交代という体験である。先の引用文から明ら かなように、野田氏がこの体験を十分に活用し ていることは言うまでもない。

この演説で最も異彩を放っているのは、最後 の部分である。野田氏によれば、安倍氏の死は この時代を生きた日本人の心の中に大きな空隙 を遺したという。それに応えるべく安倍氏は「歴 史の法廷に、永遠に立ち続けなければならない 運命(さだめ)」であり、「あなたがこの国に遺し たものは何だったのか |を問い続けることが後 に遺った政治家たちの責務であるとしている点 である。その際には、「あなたが放った強烈な 光も、その先に延びた影も」問い続けられるこ とになる。ここには「勝ちっ放しはないでしょ う、安倍さん」という党派性の残像が見られる と共に、これは「暴力の狂気に打ち勝つ力は、 言葉にのみ宿る」という信念の実践であり、最 終的には民主主義の鍛え直しという超党派的課 題につながっていくことになる。

野田氏の心の空隙論や「あなたがこの国に遺したものは何だったのか」を問い続けよという 指摘は、野党側から自民党に真っ向から投げられた直球とも解することが出来る。実際、心に 空隙を抱えているのは誰よりも自民党関係者で あることは明らかである。それを敢えてそう言 わずに反論の余地のない形でまとめたところに 野田氏の腕の冴えが見られる。

主権者教育の困難さ の背後にあるもの



上地 完治 沖縄県明るい選挙推進協議会会長

■ 主権者教育の1つの課題

先日、九州ブロックの明るい選挙リーダー フォーラムに参加した際に、全国の都道府県・ 市区町村選挙管理委員会が実施する主権者教育 に関する調査結果概要の報告があった。そのな かで、出前授業で実際の選挙を題材とした模擬 授業を行うことにどうしても慎重になってしま うという課題意識が話題となった。高等学校で 実施された模擬選挙の場合、架空の政党や候補 者に投票する方式が全体の大部分を占めてい て、実際の選挙を題材にした模擬投票はごくわ ずかであったという。

実際の選挙を題材とした主権者教育では、確 かに政治的中立性の確保が問題となる。政治的 中立性を侵すことなく政治の仕組みや政策、意 見などを子どもたちに伝えるにはどうすればよ いのか。各政党や候補者の意見を紹介し説明す る時間を正確に均等にすることはできるだろう が、紹介の仕方や内容まで厳密に公正公平に行 えているのかと問われれば、不安を感じてしま い、実際の選挙を取り扱うことに躊躇してしま うことは容易に想像できる。

■ 現実世界のリアリティは諸刃の剣

子どもたちには、政治的な問題や現実をあり のままに、そのまま見せることは確かに重要で ある。実際に自分の身近にある問題ならば、自 然と関心を持って取り組むことができるだろう し、何より参加する子どもたちが学ぶ内容にリ アリティを感じることができる。しかし、この リアリティは、現実世界に存在する複雑さや対 立までも、そのまま学校の教室に持ち込んでし まう。たとえば筆者の出身地の事例で言えば、 沖縄県名護市の新基地建設問題について将来の 有権者となる子どもたちが現実的に学ぶことは

大切だと考えるが、地元を二分する政治的 対立構造に子どもたちを巻き込むことを懸 念する気持ちも十分よくわかる。そもそも、 問題を「新基地建設問題」と表記するか「普 天間基地移設問題」と表記するか、それ自 体が政治的な立場を表明していると見なさ れてしまう。

■ 背後にある教育学的問題

この問題は主権者教育の問題であると同時 に、子どもたちにこの世界とどのように出会わ せるかという教育学の問題でもある。ドイツの 教育学者モーレンハウアーは、子どもたちに何 が伝達されるべきかを教師が選択して示すこと を「代表的提示」と呼んだ。 モーレンハウアーが 言うには、私たちは子どもたちに世界を提示す る場合、私たちが示すのは世界そのものではな く私たちが世界だと見なしているものであり、 さらに言えば子どもたちにとって提示する価値 があり有益だと私たちが思っているものなのだ という(K.モレンハウアー(今井康雄訳)『忘れら れた連関』みすず書房、1987年、90頁)。モーレ ンハウアーは決して教える側に都合のいい事実 だけを教えようとしたわけではない。教師は複 雑で時に矛盾する世界のあり方を子どもたちに 理解しやすいよう、そして意義ある出会いとな るように、教育の専門家としてそうするのであ る。しかし、それが教師個人のものの見方や社 会のある立場からの見方を反映し、そうでない 立場の見方を捨象してしまっていることは完全 には否定しえない。また、そうだからといって、 世界を理解するという課題を子どもたちに「丸 投げ」することで上手くいくわけでもない。教育 という「他律 |によって「自律的な人間 |を育てる という教育学の本質的な矛盾(そして矛盾した 本質でもある)がそこに存在しているのである。

うえち かんじ 琉球大学教育学部教授。専門 は教育哲学・道徳教育。共編著に『子どもを学びの 主体として育てる』(ぎょうせい、2014年)、『沖縄で 教師をめざす人のために』(協同出版、2015年)。日 本道徳教育方法学会理事。

NHK「みんなの選挙」について



NHK報道局選挙プロジェクト記者 杉田 淳

今夏の参議院選挙にあたり、NHKでは「みんなの選挙」という新たなプロジェクトを立ち上げました。これは、障害のある人たちの間で「投票に行きたくても行けない、行きづらい」と感じている人が大勢いることに注目し、その改善にチャレンジしようというものです。テレビやラジオで多くの企画ニュースを放送したり、特設サイトを立ち上げたりして、キャンペーン的な情報発信を行いました。

今回は、この取り組みについてご紹介します。

\$

障害のある当事者として

私が「みんなの選挙」の立ち上げメンバーとなったのは、私自身が視覚障害のある当事者だからです。緑内障の進行によって、視野がだいぶ損なわれ、目の前にはぼんやりとした視界が広がっています。この原稿は、音声の読み上げソフトを使って、画面の文字を目で読むことなく書いています。

日常生活に不便を感じる障害者が非日常とも 言える投票行動にたどりつくまでどんな困りご とがあるか。身にしみて想像することができる 立場です。



特設サイトへようこそ

「みんなの選挙」の特設サイトは、障害のある人にとって知っていると便利な「役立ち情報」や実際の投票をめぐるエピソードを取材した「各地の動き」、選挙のトピックスをできるだけ簡単に説明する「わかりやすい言葉で」、取材の裏話などを読み物で紹介する「コラム」、当事者たちの体験を募集・紹介し、双方向の情報交換をはか

る「ご意見コーナー」からできています。テレビで 放送された内容を動画で見ることもできます。

誰にでも利用しやすいユニバーサルなデザインを目指して、文字の大きさを変えられるようにしたり、動画にテキスト情報をつけたり、記事に音声ファイルを加えたりと工夫を凝らしました。



選挙の壁は多様で切実

障害のある人にとって選挙に感じる壁とは具体的にどんなものがあるのでしょうか。特設サイトに寄せられた皆さんの意見を一部ご紹介します。

- ■下肢障害があり自力歩行が困難です。地域の 投票所は遠い市役所か車でしか行けない地元の 集会所です。その集会所は普通の民家で、玄関 のたたきから1人では上がれず、もちろん車椅 子も歩行器も上げられない場所です。この身体 になってから、一度も選挙に行っていません。 辛いです。
- ■聴覚障害者です。選挙演説に字幕を必ずつけてほしいです。街頭演説も同じです。投票所はいつも静かで、手招きのみの案内です。ジェスチャーが人によって違い、分かりにくいものもあります。手順や、方法は、文字で分かるように掲示しておいてほしいです。
- ■白杖をついて地域の投票所である小学校へいって投票していました。家から小学校校門まで約500メートル、校門から投票所である体育館までは100メートル以上あります。学校敷地内は普段歩くところではありません。当然点字ブロックもありません。投票日に学校敷地内を走る車に何度かはねられそうになりました。毎

回続くので、それからは期日前投票所に行くよ うにしています。

- ■この10年程度で、投票所の対応はかなり良く なってきたように思います。白杖を持って訪れ ると、対応してくれる方のアテンドが付きます。 ただ、お気持ちは嬉しいですが、我々がどうし てほしいかはあまりご存知ではない方が多いよ うに思います。私はもっと、選挙公報のアクセ シビリティ(利用のしやすさ)に配慮がほしいと 思います。残念ながら、まだストレスなく立候 補者の詳細な情報を確認して投票した経験はあ りません。
- ■手の不自由な母親でも、書き込まずにタッチ ペンみたいなもので投票出来ればいいと思い ます。
- ■家族に障碍者がいます。投票の際は候補者を 指差しするのですが、担当は通ってる作業所の 職員さんだったりします。誰に入れたか、自分 以外の人が分かるのはちょっと気持ち悪いね、 と家族と話してました。結果、家族は投票から 足が遠のいてしまいました。担当を全く関係の ない方にするとか、誰にも見られないように iPadなどで指差しできるようにできないものか な…と思います。

いかがでしょうか。その声は実に多様で切実 です。

高くそびえる3つの壁

障害のある人にとっての選挙の壁は、以下の 3つに分類できると思います。

- ▼投票するための情報を得るまでの壁
- ▼投票所に到着するまでの壁
- ▼投票所内で投票するまでの壁

「役立ち情報」のコーナーでは、こうした壁を 乗り越えるために投票所などで受けられる配慮 を障害の特性ごとに分けて説明しています。

例えば、「視覚に障害のある方」に向けた項目 では、選挙公報には点字や音声ファイル版があ ること、投票所では係の人に付き添いや手助け を頼めること、家族や介助をする人、補助犬も 中まで共に入れること、点字投票では自分がふ だん使っている点字機を持ち込めることなどを 伝えています。また、障害の特性を問わない大 事なキーワードとして、代理投票や郵便投票な どについて解説しています。

恥ずかしい話ですが、選挙の取材を長年して きた私も、このような情報を詳しく知りません でした。基本的な情報をおさえることは、不安 を解消する第一歩になるのではないかと感じ ます。



壁を乗り越えようとする各地の取り組み

参議院選挙が始まると、全国各地のさまざま な投票をめぐる動きを記者やディレクターが取 材し、発信しました。こちらも一部ご紹介しま

- ■栃木県の特別支援学校では、学校内に設けら れた期日前投票所で知的障害のある女子生徒 2 人が初めての投票に臨みました。生徒は、意中 の候補者を指で差し、選挙管理委員会の職員が 代筆します。代理投票の制度です。生徒の母親 は「18歳になっても何かが変わるわけじゃないと 思っていた。社会人の1人としての役割を与え られた気持ちです」とうれしそうな様子でした。
- ■投票所での意思疎通の手段として、「コミュ ニケーションボード」と呼ばれるツールがさま ざまな自治体で作られています。埼玉県内のあ る投票所で使われているコミュニケーション ボードは、はじめに「何かお困りのことはあり ませんか」と書かれていて、投票するうえで支 援が必要かどうかをたずねています。そして 「筆談がしたいのですが」、「字が書けません」な どと、困りごとがイラスト付きで書かれてい て、「紙とペンをお持ちします」、「係りの者が代 筆します」など、対応の方法が示されています。
- ■石川県では、視覚と聴覚の両方に障害のある

「盲ろう者」の人たちのために障害者団体が主体となって「政見放送を見る会」が大きな選挙のたびに行われています。すべての候補者の政見放送をスクリーンに上映し、手話通訳者が通訳して、盲ろう者はその手話を直接触って読み取ります。「触手話」というコミュニケーション方法です。

- ■大阪府堺市では、手話通訳者を投票所に派遣する支援を進めています。派遣が始まったのは18年以上前で、投票日当日、要請があれば待機している手話通訳者が投票所まで派遣されます。選挙管理委員会の担当者は、「いつでも要望に応えられる態勢を整えることは大事だと思っています。継続的に取り組みをすることによって、より多くの人に知ってもらいたい」と話していました。
- ■兵庫県神河町では、障害のある人や歩いて移動することが難しい人に向けた投票所までの移動支援を行っています。平成21年の選挙から25か所あった投票所が11か所に削減されたことで、自宅から投票所までの移動が困難になる人が増えたことがきっかけだということです。

\$

「わかりやすい選挙」への挑戦

もう一つ、「みんなの選挙」の柱となった取り 組みがあります。それが「誰にでもわかりやす い選挙のニュースの発信」です。そんなの当た り前のことじゃないの?と思われるかもしれま せん。背景はこういうことでした。

障害のある人にとって、投票するための情報を得るまでの壁があることは前述しました。ところが、知的障害のある人たちは、仮にその情報にたどりつけたとしても「内容を理解できない」という壁にぶつかってしまうのです。そのような人たちが投票できるようになるためには、どのようにニュースを伝えるのが良いのか。ふだん選挙の原稿を書いている私と、Eテレの福祉番組「ハートネットTV」のディレクターが

チームを組み、テレビで特集しました。

私たちが用意したのは、NHKのニュースで使われた一本の原稿でした。内容は、参議院選挙の争点に関するもの。これについて、知的障害施設や研究機関を回って感想を聞き、書き直していったのです。ある程度予想できたこととはいえ、「原稿の意味がわからない」という厳しい意見に直面しました。

「争点」「公約」「物価高騰」「安全保障」といった 言葉をかみ砕き、理解の妨げになるような情報 は思い切って捨てました。文章の長さや構成も まだまだ磨きがいのある領域であることを学び ました。「イラストを使ってほしい」「文字をもっ と大きくしてほしい」「漢字にルビをふってほし い」など、演出面での改良を求める意見も大い に参考になりました。

出会った人たちにふだん投票に行っているかと尋ねると、「わからないから行かない」という答えが数多く返ってきました。そのあきらめたような空気に胸をつかれました。選挙に関するニュースは、専門用語や堅苦しい表現に頼りがちです。知的障害のある人たちの情報保証が十分でない現状を目の当たりにし、深く考えさせられました。

同時にこの課題はメディアの取り組みだけで解決できるものではないことにも気づかされました。候補者や政党にもわかりやすい情報発信を心がけてほしいと感じています。

この企画にあたって、私は東京・狛江市を訪問しました。こちらでは、かねてから知的障害のある人たちが投票しやすい環境を作るため、親の会や福祉団体、それに市当局が協力して先駆的な取り組みを進めていました。親の会で活動する森井道子さん(総務省主権者教育アドバイザー)は、知的障害のある人に正しい判断ができるのかと疑問視する声は根深いと指摘し、私にこう語りかけました。「なぜ障害があるからと言って、『その投票、その選択は正しいか?』

と問われなければならないのですか?! 意志のな い人はいないはずです」

特設サイトには、狛江市に住む20代の男性が 初めて投票に臨む様子が動画で掲載されていま す。重度の知的障害のある男性は、慣れない場 所に行くと体が動かなくなってしまう特性があ ります。投票日当日、男性は投票所の前で動け なくなってしまいます。付き添いのヘルパーが 「帰る?」と尋ねると、手を振って「帰りたくな い」の意思表示をします。そして、時がたつこ と45分、男性は自分の意思で投票することがで きました。家族が見守る中で。その光景はまる で映画のワンシーンのようでした。



新しい時代の投票環境を

さて、障害のある人たちがどうしたらもっと 投票しやすい環境になるかを考えるとき、必ず ついて回る懸念があります。それは不正投票を 広げることにならないかというものです。実際 に、郵便投票の対象が厳しく制限されるように なったのは不正投票が横行したからですし、付 添人が無制限に投票者に同行できれば投票干渉 の疑いが生じます。

もちろん、制度やルールは守らなければいけ ません。ただし、そこを意識するあまり過剰な 運用をしているのではないかという事例があり ます。投票所によって対応にバラツキがあるこ とも気になります。

投票方法については、多くの人から「インター ネットによる投票を認めてほしい」とか「名前を 書くのではなく、チェックを入れるような形に ならないものか」という意見が出されました。 不正投票への懸念を十分念頭に入れた上で新し い時代の投票のあり方が議論されるべきだと思 います。

今年、海外に住む日本人が国民審査の投票が できないのは憲法違反だとする最高裁の判決が 出ました。この判決によってインターネット投 票への道が開く可能性もあり、今後の動きに注 目しています。



「みんなの選挙」は続きます!

参議院選挙をきっかけに始まったNHKの「み んなの選挙 |ですが、皆さんの反響を力に今後 も続けていくことになりました。各地で行われ る知事選挙などを舞台に取材を進めています。

正直に言って、「投票に行けない、行きづらい」 と感じている人がこれほど多く、深刻な実態が あるとは障害当事者である私にとっても驚きで した。このような人たちは最も政治の力を待ち 望んでいる人たちだと言えるかもしれません。 それにもかかわらず、自分の一票を行使するこ となく、声を届けられないのだとしたら、社会 福祉の向上にとって、たいへん不幸なことだと 感じます。

投票に困難を感じている人は、障害のある人 にとどまりません。お年寄り、重い病気の方、 日本語が得意でない方など、まだまだいること でしょう。誰もが投票しやすい環境を考えるこ とは、誰もが生きやすい社会を考えることにつ ながる。「みんなの選挙」という名前には、そん な気持ちも込めています。「選挙をみんなのも のに」という思いは、取材を重ね、さらに強く なっています。

「みんなの選挙」というプラットフォームを通 じて、障害当事者や家族、支援者、自治体の関 係者をはじめ、より多くの人が気持ちと情報を 持ち寄り、誰もが投票しやすい環境を作ってい きたいと願っています。

このプロジェクトを推し進めるのは「みんな」 の声です。ぜひ特設サイトをご覧になり、ご意 見をお寄せください。

すぎた まこと 1970年生まれ。1993年NHK入局。 報道局政治部を経て現職。全国すべての地方議員 を対象にNHKが行ったアンケートを題材にした「地 方議員は必要か」(文春新書、2020年)執筆責任者。

選挙管理実務あれこれ



市区町村の選挙管理委員会事務局にお ける事務執行上の現状認識(3)



総務省管理執行アドバイザー・一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事 小島 勇人

前回は「司令塔としての選挙管理委員会事務局の状況」「健康管理を要とする適正な管理執行」「選挙時に時間外勤務が増加する実際的原因」の三つの視点により現状認識をお示ししました。今回は3回目で最後になりますが、前回に引き続き、選挙の管理執行と選挙啓発に係る実務を担う現場となっている市区町村の選挙管理委員会事務局における事務執行上の現状認識をお示して、これからの選挙管理の実務の現場における事務の適正執行に向けた課題を探ってみることとします。

選挙時に時間外勤務が増加する実際的原因

時間外勤務が増加する実際的原因となっているのは、単に、選挙の管理執行は、一時大量的事務処理というだけでなく、公示、告示日前の公示、告示日後の本番に向けた膨大な準備事務と種々の調整事務とともに、平常時では想定されない市民・有権者、候補者・選挙運動関係者からの電話やメールによる質疑や問い合わせへの回答などの対応、庁内関係者、外部の関係機関との連絡調整などの対応で、ほぼ日中はこれらに忙殺されることになります。

その結果、日中においては、種々の管理執行に関する起案を含む事務的業務に当たること困難な状況にあることから、事務的業務は、夜に回さざるを得ないこととなり、そのことが時間外勤務を格段に増加させる最大の要因となっていることは、否定できません。

市民・有権者、候補者・選挙運動関係者から の電話による質疑や問い合わせの一例をあげれ ば、「何の選挙が行われるのか」「投票日はいつ か」「投票所入場券がまだ来ないがどうしたのか」「期日前投票はいつからか、場所はどこか」「入院中の不在者投票のやり方は」「寝たきりの場合の投票の方法は」「海外での投票方法は」「障害者の投票確保はどうなっているにか」「郵便等投票の対象となるのか」「候補者の名前を連呼しているがいいのか」「立候補するための資格は」「立候補届出書の記載内容は」「出納責任者の職務は」「名前を大きく書いたビラをポスティングしているがいいのか」「顔写真を大きくしたポスターが掲示されているが」「選挙公報を早く配れ」を始めとして、苦情めいたものを含め枚挙に遑がなく、日中はこれらへの対応に多くの時間を割かざるを得ないことに苦慮しながらこなすことになります。

電話での応接は、その組織の接遇、態度のあり方を推し量るバロメーターともなり、相互に声だけの対応となりますが、より丁寧な相手の事情をくみ取った応答が求められ、単なる機械的な対応では済まされないこととなります。

特に、選挙権行使に係る苦情への対応は、慎 重さと相手を慮る態度が必要となりますので、 これらへの対応は、少なからず精神的な労力を 伴うことになります。

また、最近の傾向として、電話ではなくメールによる問い合わせが急増しています。電話であれば、その場で回答が終わることでも、メールの回答文書の作成には慎重さを要し上司の決済を得るのに相応の時間を要することとなり、全体の事務量の増加を押し上げる要因となっています。

これらの電話応答、メールへの回答その他の

ことが重畳的に重なり、徐々に疲労が蓄積する 要因となって、結果として精神的な影響として 周囲の状況の理解が散漫になり、合わせて思考 力・判断力の低下を招来させることとなりま す。こういったことが誤った判断や対応の元凶 ともなり得ることとなります。

本来ならば、さほど時間を要せずにできる仕事も、数時間を要したり、計画的な準備が進まない悪循環が慢性化して、時間外勤務の時間が 雪だるま的に増加することとなり、疲労困憊という事態を招いているのは事実です。

対策はあるのか

市民・有権者からの電話への対応は、選挙時 の選挙管理委員会事務局としての基本的業務と もいえるものですが、これを省くことはできま せんので、市民・有権者が満足のいく対応と選 挙管理委員会事務局職員の省力化という双方の 解決策を見出すことが、喫緊の課題といえるで しょう。

一般的に考えられるのが、マンパワーとして、 現在は異動しての他の部署にいる選挙管理委員 会事務局のOB・OGの応援であり、このOB・ OGの持つ経験とスキルの活用が即戦力として 期待されるところです。しかしながら、OB・ OG本人の承諾が得られても、現に所属する所 属長に依頼すると業務多忙を理由に難色を示され、結果としてOB・OGの活用が難しい場合も あり、決定打ではないといえます。

いずれにしても、選挙管理委員会事務局職員の働き方改革、ライフワークバランスなども含めて、当該市区町村の組織全体として考えるべき問題と位置付けられるでしょう。すなわち、選挙の管理執行は、国政選挙は第1号法定受託事務、都道府県の選挙は第2号法定受託事務、市区町村の選挙は自治事務であることから、いずれの選挙とも当該市区町村自体の事務の一つですので、当該市区町村の統括代表者の統括の対象と

なりますから、市区町村長のリーダーシップの 発揮が求められるものと考えられるところです。

まとめに代えて

今回を含めて3回にわたり「市区町村の選挙 管理委員会事務局における事務執行上の現状認 識」について、お示ししましたが、御承知のと おり、「投票に関する事務」は、選挙において投 票として表明される有権者の政治への声である 一票を確実に投票箱に受け止め、開票につなげ る事務です。

そして、「開票に関する事務」は、投票箱に受け止めた一票を正確に数えて、候補者ごとの得票数を確定させ、繰り返しになりますが、有権者の政治への声として届ける選挙管理委員会の基本的かつ極めて重要な事務といえるものですから、投票事務と開票事務は、一連一体であり、連動しておりますので、それを一つのものとして理解し、執行しなければならない、ということです。

また、選挙管理委員会事務局の管理職にある 者は、ミスが発生したときの判断ですが、時々 刻々と変化していく事態もありますし、状況を 咀嚼し、ミスへの対応について素早く妥当な判 断を下すことは簡単なことではないと思いま す。しかし、管理職として一段上の能力を発揮 するために、限られた時間の中で学び続ける必 要があるわけです。管理職は、何か問題やミス が発生しても感情に流されることなく、職員が まず素早く自分で考え、自分の力で解決するよ う導いていき、問題やミスを次への適正さへの 糧とする視点が必要であると思います。

*

選挙事務の適正執行の信頼感とともに、適切 な常時啓発と的確な選挙時啓発とが相まって始 めて、有権者に感じていただけるものがあると 思います。以上これまでの拙稿が、このことを 考えるきっかけとなれば、幸いです。

ドイツ連邦議会選挙の仕組み



新潟大学法学部准教授 山本 真敬

本稿では、ドイツ連邦共和国の国政選挙である 連邦議会議員選挙の制度につき若干の解説を行う。

ドイツの憲法に相当する基本法は、大統領制・ 議院内閣制・連邦制を採用しているが、連邦大統 領は連邦議会議員と(連邦を構成する)各州の選出 議員から構成される連邦会議により選出され、連 邦参議院は各州の政府が任免し、連邦首相は連邦 議会が選出する仕組みとなっており、本稿では主 権を有する国民が直接選挙する連邦議会議員の選 挙制度のみ取り扱う。

人物選択と結び付けられた比例代表制

ドイツ連邦議会議員は、解散がない限り任期は 4年であるが(なお、日本と異なり、基本法上、 解散を行うためのハードルは高い)、その選挙制 度は、小選挙区比例代表併用制と呼ばれる仕組み である。日本の小選挙区比例代表並立制と似てい るようにも聞こえるが、全く異なる制度である。 「並立制」では、小選挙区選挙と比例代表選挙がそ れぞれ別のものとして行われるのに対して、「併 用制」は本質的に比例代表選挙である。

すなわち、有権者は、連邦議会議員の選挙において、小選挙区(定数299)への投票(第1票)および居住する州の政党(の候補者名簿)に対する投票(第2票)の2つの票を投ずるが、まずは第2票の得票数に応じて法定定数598から州ごとに各政党の議席数が決まる(各州の小選挙区の数は人口比例配分)。そして、小選挙区で当選した者から順に議員となり、当該政党のその州での第2票の獲得議席数に小選挙区当選者数が達しない場合に、州の政党候補者名簿から議員が決まるという仕組みだからである。

このように比例代表制をベースとしつつも有権 者による人物選択の要素が加味されている点で、 この「併用制」は「人物選択と結び付けられた比例 代表制」ともいわれる。日本の参議院通常選挙の 比例代表選出選挙における非拘束名簿方式とは異 なる仕方で「人物選択」が可能となっているのが 「併用制」の特色といえよう。

超過議席、調整議席、阻止条項

もっとも、この仕組みの下では、ある政党が、 小選挙区で健闘することで、自らの第2票による 獲得議席数を超えて当選者を得る場合もある。こ の場合、(第2票による政党の獲得議席数を超え て)小選挙区で当選した者も連邦議会議員となる (これを「超過議席」という)。しかし、この超過議 席の数によっては、第2票による各政党の得票の 割合と、議会での各政党の(超過議席を含めた)議 席数の割合が乖離し得る。

連邦憲法裁判所は、この乖離が比例代表制の本質を傷付けるとして違憲と2度判断し、それを受けて、超過議席により生じた上記乖離を調整するべく、第2票による各政党の得票割合と等しくなるように各政党に議席を追加する仕組み(これを「調整議席」という)が、2013年の連邦議会選挙から導入された。

超過議席と調整議席により、連邦議会議員の実際の総数は大幅に増加し、法定定数598のところ、2021年の連邦議会選挙後には当選議員が最終的に736名となった。この超過議席と調整議席という仕組みもドイツ連邦議会選挙の特色といえる。ただし、最終的な当選議員数を減少させるべく小選挙区選出議席の定数を280に削減する法改正がなされ、2024年から施行されることとなった。

このように「併用制」では、有権者の投票行動を 議席に忠実に反映する仕組みが取られている。他 方で、比例代表制を採用していたヴァイマル憲法

	選挙権	被選挙権	議席数	選出制度	任期	選挙運動
連邦議会	18歳以上+ 一定の居住要件	18歳以上	598+a	小選挙区比例 代表併用制	解散がない限 り4年	戸別訪問可

下の仕組み(拘束名簿方式、6万票ごとに1名の 議員を選出、議員定数が存在しない)の下で少数 政党が乱立し、政治の安定を欠くこととなったと いう歴史的経緯も踏まえ、上記の「併用制」に関し ては、法律上、第2票の得票率が5%未満または 小選挙区で3議席未満の政党は、第2票による議 席配分が得られないという定めがある(これを「阻 止条項」という)。

また、このような「併用制」の仕組みの下では、 連邦議会選挙で1つの政党が突出した議席を得る ことはなく、選挙後に通例は連立政権が樹立され る。現在は、社会民主党(206議席)・緑の党(118 議席)・自由民主党(92議席)の連立政権である(各 党のシンボルカラーから「信号機連立」と言われ る)。キリスト教民主同盟/社会同盟(196議席)と 社会民主党の二大政党に加え、緑の党や左翼党(39 議席)、そしてドイツのための選択肢(83議席)も 議席を近年伸ばしている。

【(被)選挙権年齢、選挙に関する規制、 ▋投票率など

基本法では、連邦議会議員の選挙権は18歳以上 の者、被選挙権は成年に達した者が有するとされ ているが、現在は連邦選挙法上、成人年齢が18歳 とされており、18歳以上のドイツ人であれば選挙 権も被選挙権も有する(なお、選挙権には、3カ 月以上のドイツでの居住または通常ドイツに滞在 しているという居住要件も課せられている)。

また、在外ドイツ人についても、法律上、選挙 期日においてドイツの外部で生活しているドイツ 人のうち、①14歳に達した後に少なくとも3カ月 連続してドイツに住所を有するか、もしくは日常 的に滞在したことがあり、かつ、この滞在から25 年以上経過していない者、または②その他の理由 からドイツにおける政治的状況についての習熟を 自ら直接的に獲得し、かつかかる政治的状況に関 わっている者(例えば、国境を超えて仕事を行う

者のように、3か月の居住がなくともドイツの政 治的状況をよく知っており、それに関わっている 在外ドイツ人)は、選挙権を有する。

他方で、判決により選挙権を有しないとされた 者は、法律上、選挙権を有しない(かつては、世 話人〔日本の成年後見人に相当〕を付されている 者や刑法に基づく命令により精神病院に収容され ている者も選挙権・被選挙権を有しないとされて いたが、この制限は違憲とされた)。

選挙に関する法的規制は、投票日の投票時間中 に投票所内・投票所入り口付近で投票人に影響を 与える一切の行為が禁じられ、あるいは選挙期間 終了までに投票済みの投票人に対する投票先の質 間結果を公表することが禁じられている(罰金の 制裁あり)程度である。また、供託金の制度はな く、政党に属さない候補者に得票に応じた助成が ある(政党に対しては別途助成がある)。

投票率は以前に比べて減少傾向だが(過去最高 は1969年の連邦議会選挙で、投票率91.1%)、日本 と比べてかなり高く、30歳未満の有権者の投票率 も同じく高い(直近5回分につき、下表を参照)。

表 連邦議会選挙投票率

(%)

	連邦議会	会選挙の年	2005年	2009年	2013年	2017年	2021年
	投票率	全体	77.7	70.8	71.5	76.2	76.6
		18-20歳	69.6	62.5	63.7	69.9	70.5
		21-24歳	66.0	58.6	59.6	67.0	71.2
		25-29歳	69.5	60.6	61.6	68.6	72.4

郵便投票も可能であり新型コロナウイルス感染 症が流行していた2021年に行われた連邦議会選挙 では、実に投票の47.3%が郵便投票であった(2017 年の連邦議会選挙では28.6%)。この点も、ドイツ の特徴であろう。

やまもと まさひろ 1985年生まれ。下関市立大 学経済学部専任講師などを経て、2020年から現職。専 門は憲法学。博士(法学)。著作に、「ドイツ」大林啓吾・ 白水隆編『世界の選挙制度』(三省堂、2018年)、『立法 裁量と過程の統制』(尚学社、2022年)等。

協会からのお知らせ

■明るい選挙推進サポート企業制度

明るい選挙推進運動は、第2次世界大戦後の民主的な選挙の黎明期において、実業界、言論界などで提唱され、国民運動としてスタートしました。この歴史を踏まえ、また各企業におかれては多くの社員(有権者)を抱えておられることに着目し、協会では明るい選挙推進サポート企業制度を設けています。社会貢献活動の一環として、支援をご検討ください。サポート企業に対しては、当誌Votersや寄附禁止周知などの啓発資料を提供するとともに、社員研修などでの主権者教育に関する講演を実施します(交通費実費負担)。

明るい選挙推進サポート会費のお願い

協会は、フォーラム開催、資料作成、意識調査などを 実施していますが、明るい選挙推進協議会による会費、 趣旨をご理解いただいている団体からの助成金などで運 営されています。活動にご理解いただきますとともに、 サポート企業制度の安定的な実施のため、サポート会費 (一口10万円以上)による支援をお願いしています。

寄附に対する税制上の優遇措置

サポート会費は特定公益増進法人に対する寄附として、優遇措置が適用されます(法人税法第37条第4項)。一般寄附金の損金算入限度額①に加えて、特別損金算入限度額②が設けられ、①と②の合計額が限度額となり、寄附金合計額とのいずれか少ない額が損金に算入されます。

- ①(資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000+所得金額×2.5/100)×1/4
- ②(資本金等の額×当期の月数/12×3.75/1,000+所得金額×6.25/100)×1/2

サポート企業として登録いただいている団体

- ・株式会社日本選挙センター(東京都千代田区) 選挙事務に関わる商品のトータルサポート
- ・株式会社ムサシ(東京都中央区) 名刺・カードプリント、金融汎用と選挙のシステム機 材の開発製造ほか
- 株式会社ジック(横浜市)各種調査研究・交通事故損害調査業務、生命保険・損害保険代理店業務
- ・株式会社新みらい(茨城県つくばみらい市) 土木・建築・耐震補強工事、技術開発
- ・株式会社青森三春漬物工場(青森県青森市) 漬物製造・販売
- ・医療法人健佑会(茨城県つくば市) 整形外科・リハビリを中心とした病院、老人保健施設、 居宅介護支援
- ・社会福祉法人康済会(岩手県雫石町) 生活介護、施設入所支援、訪問看護、短期入所、ディ サービス
- ・株式会社アクス(横浜市) 自動車事故損害調査、行政等を対象とする調査研究
- 有限会社都市企画センター(東京都新宿区)生命保険・損害保険

明るい選挙ポスターコンクール

令和4年度の明るい選挙ポスターコンクールには、全国の小中高校生11万6776人から応募いただきました。10月26日に中央審査を実施し、文部科学大臣・総務大臣賞18作品と明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞60作品が選ばれ、表彰状と記念品が贈呈されました。各地で表彰式や展示会が行われたほか、本誌でも表紙などで紹介していきます。

表紙ポスターの紹介 明るい選挙啓発ポスターコンクール 文部科学大臣・総務大臣賞(令和3年度)

若林 秋葉さん 山梨県 駿台甲府高校3年(受賞当時)

配平田 朝一 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

何人もの手が白い用紙を持ち、「Let's go 選挙」の文字が読めます。半分に折られた投票用紙が、画面の下の方にたまっていて、画面全体が黒色の投票箱だと気付きます。少ない色数のみで印象深い工夫された作品です。

編集後記 特集テーマは「民主主義を考える」です。テレビや新聞、雑誌で民主主義が揺らいでいると報じられています。公正な選挙、自由な報道、法の支配などを基本理念とする民主主義が、欧米主導により求められてきましたが、様々な課題への意見の相違・対立などから、"民主化"を進めてきた国でも権威主義的ポピュリズムに陥ってしまっていると言われる国が増えています。「選挙は民主主義の必要条件であるが十分条件ではない」について識者に尋ねました。



編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780 〈ホームページ〉http://www.akaruisenkyo.or.jp/ 〈Twitter〉https://twitter.com/Akaruisenkyo 〈メールアドレス〉info@akaruisenkyo.or.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

明るい選挙推進協議会に参加してください

多くの市区町村に明るい選挙推進協議会が設置され、 全国で約6万5千人の方がボランティアとして参加し、 選挙管理委員会と連携して活動しています。

活動の目的は、選挙が違反なく行われること、有権者みなが投票すること、そして政治を見る力を養うことです。情報をうのみにせず、個々のメッセージを相対化して判断できる力、いろいろな情報を比較考量して今の段階でどう判断するのがより適切かということに向き合う力です。特定の政党、政策、候補者を支持したり反対したりする政治活動や選挙運動とは明確に区別されるもので、公正中立を旨とするものです。

主な活動は、日ごろの学習や地域での働きかけと、 選挙時での投票参加のよびかけです。例えば話し合い 活動は、少人数で定期的に集まり、時事問題、自治体 の出前講座や議会傍聴から知る地域の課題、選挙制度 などをテーマに行われます。学校と連携して行う選挙 出前授業は、模擬投票などを通じて選挙の意義、候補 者選択の手法などを児童生徒に学ばせます。会員は投 票立会人や投票の大切さを伝える講師なども務めます。 小中高校生が対象の明るい選挙ポスターコンクールで は、学校を訪問して児童に明るい選挙を説明すること もあります。地域のさまざまなイベントで、子どもた ちに模擬投票を体験させることも行っています。選挙 時には、最後の一押しとして街頭で投票参加をよびか けるほか、投票立会人を務める会員も多く、選挙の運 営における役割は大きいものがあります。

協議会には、自治会、女性会、老人会、自治公民館、 子ども会、社会福祉協議会、PTA、NPOなど様々な活動に携わっている方が参加しています。堅いテーマの活動ですが、サークル感覚で取り組まれている印象があります。明るい選挙推進協議会の活動に関心をお持ちいただけましたら、市区町村の選管にお問い合わせください。

— 徹底しよう「三ない運動」 -

寄附祭止正しく守って



1、2、3、4、5によって処罰されると公民権停止の対象となります。公民権停止とは、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。

*寄附の具体例は協会ホームページ「寄附禁止リーフレット」を参照ください。 http://www.akaruisenkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/07/kifukinshi 2023 leaf.pdf 政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある者)と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物でそれが左右されるのでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

寄附とは、金銭、物品などの供与またはその約束で、党費や会費、町内会費など規約に定められたものや、物を買ったときの代金の支払いなどの債務の履行以外のものを言います。

1 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない 実費の補償は除かれます。政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供 は禁止され、罰則の対象となります。

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。政党に対するものは除かれます。

4 政治家の後援団体(いわゆる後援会)の寄附の禁止

後援団体が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の 広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。 なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止さ れており、威迫して求めると処罰されます。

6 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる)を出すことは禁止されています。

多くでは、みんなの暮らしは、役立っています。



























宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。















一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

